



富自販けんぽだより

2014.4 No.7

富山県自動車販売店健康保険組合

Tel076-424-3322

●平成 26 年度の健康保険料率、介護保険料率は変更ありません。

協会けんぽと比べた保険料率表

	富山自販健保	【参 考】 協会けんぽ（富山）	協会けんぽと 比べたメリット
健康保険料率	8.80% (昨年度 8.80%)	9.93% (昨年度 9.93%)	△1.13%
介護保険料率	1.30% (昨年度 1.30%)	1.72% (昨年度 1.55%)	△0.42%

毎月保険料のメリット・・・例えば、月額 34 万円の場合、会社と本人分を合わせると、健康保険料では 3,842 円、介護保険料では 1,428 円分の毎月の保険料負担のメリットがあります。（当組合の会社/本人の負担割合は、健康保険、介護保険いずれも折半です）

●被保険者証に変更があった場合の届出はお忘れなく！！

3～4月は就職等で被扶養者の異動の一番多い時期です。

被扶養者が健康保険に加入された場合は、健康保険の被扶養者ではなくなりますので、5日以内に「健康保険被扶養者異動・変更届」に記入・捺印の上、被保険者証（遠隔地証）を添付し、健康保険組合へ提出してください。

又、ご本人が会社を退職した場合・退職後任意継続をしていたが、資格が切れたというような場合は、速やかに保険証を返納くださいますようお願いいたします。

※ 資格喪失日（扶養削除日）以降に被保険者証を使用すると、総医療費の7～9割（健保組合負担分）を返納していただくこととなります。

※ 新しい被保険者証がお手元にないときでも、資格喪失後（扶養削除後）の被保険者証は使用できません。医療機関へ被保険者証が変更になったことをお伝えいただき、全額負担した場合には、新しく加入された健康保険（国保・就職先の健康保険等）へ「療養費」の請求をしてください。

被扶養者の異動があった場合は、早めに届出ください。



●7月から紙の保険証が「カード」になります

- 現在の「紙の保険証」が「カードの保険証」に変更されます。
- カードの保険証は、「本人」・「家族」一人ひとりに交付します。
- 旧の保険証の回収にご協力をお願いいたします。
(現在の紙の保険証と差し替えになりますので、旧証の回収にご協力をお願いします。)



詳細につきましては、6月頃ご案内させていただきます。

●産前産後休業における保険料免除が始まりました（H26.4～）

次世代育成支援のため、産前産後休業を取得した方は、育児休業と同じように保険料免除を受けることができます。

平成26年4月から健康保険法の一部改正により、4月30日以降に産前産後休業が終了となる方（平成26年4月分以降の保険料）が対象となります。

産前産後休業中（産前42日（多胎妊娠の場合は98日）、産後56日のうち妊娠又は出産を理由として労務に従事しなかった期間）の保険料が免除になります。

（手続き）

「産前産後休業取得者申出書」を提出する必要があります。

※詳しくは健康保険組合までお問い合わせください。



●富山自販健保組合のホームページをご活用ください！！

○給付申請書等の用紙等も web 上でダウンロードできます。

○組合の最新情報をご覧いただけます。

組合ホームページ URL <http://www.tyjihan.jp/>

※ホームページへのアクセスには、ログインID・パスワードが必要になりますので、下記のID・パスワードを入力してください。

ID	tomiji
パスワード	06160402

